

1-4 人権に関する相談・支援

－ 早期解決のための相談・支援を充実 －

■ 施策の基本的方向（なごや人権施策基本方針の再掲）

主な施策	基本的方向
相談・支援	個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実をはかるとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携をすすめ、国、愛知県、人権擁護委員など関係機関との連携・協力関係を充実して、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

■ 事業および事業内容等

施策	事業名	事業概要	所管	再掲
相談・支援	人権課題に対応した相談窓口の案内	人権にかかる相談先を判りやすく案内するため、人権課題ごとの相談窓口をウェブサイトに掲載	スポーツ市民局	
	国、愛知県など関係機関との連携・協力	人権問題の早期解決を図るため、国、愛知県など関係機関と連携・協力を図りながら適切な相談窓口を案内するとともに、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度の確立に向け、国に対する働きかけを実施		
	なごや人権啓発センターにおける人権相談	なごや人権啓発センターにおいて、女性、子ども、高齢者など、さまざまな人権相談を行うとともに、人権擁護委員による人権相談を月1回実施		
	女性のための総合相談「イーブルなごや相談室」	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進センターにおいて、女性の自立を支援するための相談を実施するとともに、相談関係諸機関との連携を強化 ・相談で把握したニーズを反映したセミナーなどを開催 ・暴力などによる被害を受けた女性に対する精神的自立支援のためのサポートグループ事業等を実施 		2-1

相談・支援	不育・不妊専門相談センター事業	不育症や不妊症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図るため、流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）や不妊症に関する専門相談窓口を設置	子ども青少年局	
	なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメールによる相談を実施		2-1
	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力被害者等を支援するため、配偶者暴力相談支援センター業務を実施		2-1
	なごや子ども応援委員会	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラーをはじめとする常勤の専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進	教育委員会	2-2
	教育相談総合窓口、子ども教育相談「ハートフレンドなごや」	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育・養育上のあらゆる問題に適切に対応するため、臨床心理士などによる専門的な相談を実施 ・複雑化、深刻化する相談内容に対し、きめ細かな相談が継続的に行えるよう、児童相談所をはじめ他の関係機関との連携を強化 		2-2
	子ども適応相談センター「なごやフレンドリーナウ」	心理的な理由で登校できない児童・生徒を支援するため、通所による教育相談や適応指導を実施		2-2
	子どもあんしん電話相談事業	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話でアドバイスを実施		子ども青少年局
	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）	育児不安の軽減および孤立感の軽減をはかるため、各保健センター内の相談窓口において、子育てに関する総合的な相談を実施		2-2

相談・支援	児童相談の実施	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校、しつけ等）などの児童相談を実施	子ども青少年局	2-2
	児童虐待防止事業	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる「地域子ども相談室」を運営		2-2
	なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施		2-2
	母子・父子自立支援員等の相談	区役所民生子ども課・支所区民福祉課に母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員を配置し、母子家庭・父子家庭および寡婦に対する相談・支援などを実施 母子・父子自立支援員：22人 ひとり親家庭応援専門員：19人		2-2
	子ども・若者の自立支援	ニート、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、子ども・若者支援地域協議会において、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進		2-2
	SNSを活用した子育て相談モデル事業	支援を必要としながらも、電話での相談は負担感が大きく、子育て相談につながりにくい保護者に対し、気軽に相談のできるようSNSを活用した相談事業を試行実施		2-2
	多胎児家庭支援モデル事業	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ、多胎児家庭を対象とした、乳幼児健診を受診する際の同行サポートや電話相談、訪問支援をモデル実施		2-2
	子どもの権利擁護機関の運営	公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、第三者機関としての子どもの権利擁護機関を設置するとともに、地域に根差した子どもの権利の啓発等を実施		1-1 1-3 2-2

相談・支援	高齢者福祉相談の実施	ひとり暮らし高齢者などの福祉の増進をはかるため、各区・支所に高齢者福祉相談員を配置し、各種相談に応じるとともに適切な指導を実施（相談員数54人）	健康福祉局	2-3
	介護・保健・福祉相談窓口	区役所福祉課の介護・保健・福祉に関する相談窓口において、さまざまな相談を実施		2-3
	いきいき支援センター（地域包括支援センター）における援助・支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いきいき支援センターにおいて高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助・支援、並びに高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、専任の見守り支援員を各1人配置し、個別ケースへの対応や電話による見守り活動を実施		2-3
	認知症相談支援センター運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症相談支援センターにおいて、地域におけるネットワーク体制の構築や認知症コールセンターの運営、若年性認知症者とその家族に対する支援等を実施		2-3
	高齢者虐待防止事業の推進	高齢者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、高齢者虐待相談センターおよびいきいき支援センターなどにおいて相談・支援を実施		2-3
	障害者・認知症高齢者権利擁護事業	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施		2-3 2-4
	成年後見あんしんセンターにおける支援	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施		2-3 2-4

相談・支援	障害者基幹相談支援センター等における総合相談	障害者（児）が地域で自立した生活ができるよう、障害者基幹相談支援センター等において、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	健康福祉局	2-4
	障害者虐待防止事業の推進	障害者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、障害者虐待相談センターおよび障害者基幹相談支援センターなどにおいて相談・支援を実施		2-4
	障害者差別解消の推進	障害者差別に関する相談に応じ、紛争の防止・解決を図る障害者差別相談センターの運営や啓発活動を実施		2-4
	障害児相談支援	障害児通所支援の申請等にかかる障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等を行う	子ども青少年局	2-4
	保健センターにおけるこころの健康相談事業	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化を図るとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	2-4 2-7
	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心的な施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施		2-4 2-7
	同和問題（部落差別）の相談・対応	同和問題（部落差別）に対する市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供を実施	スポーツ市民局	

相談・支援	文化センターなどの各種相談事業	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	スポーツ市民局	2-5
	相談事業	名古屋国際センターにおいて、出国・入国に際しての子どもの編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育に係る相談に専門の相談員が応じる「海外児童生徒教育相談」を実施 実施日：水・金・日曜	観光文化交流局	2-6
		名古屋国際センターにおいて、相談員や専門家（行政書士）による市政、行政に関する「外国人行政相談」を実施。また、区役所や保健センター等において言葉の通じない外国人に対して、トリオホン（3者通話システム）により相談、通訳サービスを実施 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハンガール語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語		2-6
		名古屋国際センターにおいて、弁護士による法律相談「外国人無料法律相談」を実施 実施日：毎週土曜日 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	2-6	
		名古屋国際センターにおいて「外国人のための税理士による無料税務相談」を名古屋税理士会との共催で確定申告時期（2～3月）に実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	2-6	

相談・支援	相談事業	<p>名古屋国際センターにおいて、日本の生活の中で起こるさまざまな不安や悩みを抱えている外国人市民を対象に、カウンセラーに通訳を介さずに相談できる「外国人こころの相談」を実施 実施日：随時（予約制） 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語</p>	観光文化交流局	2-6
		<p>外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としての「ピアサポートサロン」を年3回開催 対応言語：ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピノ語等</p>		2-6
		<p>名古屋国際センターにおいて、（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で難民申請手続き等に係る「難民相談」を多言語で実施 実施日：原則として毎週木曜日</p>		2-6
		<p>名古屋国際センターにおいて、外国人住民が健康に安心して暮らせるように病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等、「健康・福祉・保健」について総合的に対応できるワンストップ型の相談会である「外国人の『心』と『からだ』健康相談会」を関係専門機関と連携して年1回実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語等</p>		2-6
		<p>名古屋国際センターにおいて、中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応する「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」を年1回実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語</p>		2-6

相談・支援	相談事業	地域で行われる保健、福祉、教育などの相談活動等に名古屋国際センターの通訳ボランティアや相談員を派遣する 「外国人生活相談出張サービス」を実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	2-6
	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を3ヶ所(名駅・金山・大曽根)に設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施 また、地域で孤立して自ら支援を求められない生活困窮者を早期に発見して支援するため、地域連携の推進や訪問型相談を行う専任職員を配置	健康福祉局	
	犯罪被害者支援相談窓口	犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施	スポーツ市民局	
	名古屋市男性のための相談事業	男性が抱える夫婦関係や子育て、仕事や人間関係など様々な悩みや気持ちを受けとめるための相談を実施するとともに、相談で把握したニーズを反映したセミナーを開催		
	セクシュアル・マイノリティ電話相談	当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解の促進を図るため、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置		2-7
	民間事業者の個人情報保護相談	個人情報保護に関する法律に基づき、市民の権利利益を保護することを目的とし、民間事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者と市民に対する情報提供などの支援、事業者と市民との間の苦情についての相談などを実施		2-8